

上級デジタル・アーキビスト養成機関の認定に関する規程

特定非営利活動法人

日本デジタル・アーキビスト資格認定機構

(称号の認定)

第1条 特定非営利活動法人日本デジタル・アーキビスト資格認定機構（以下「本機構」という。）は、本規程に定める要件を満たした機関に、上級デジタル・アーキビスト養成機関の称号を付与する。

(称号の使用)

第2条 上級デジタル・アーキビスト養成機関の称号は、本機構による称号認定証の交付を受けた機関でなければ、使用することができない。

(称号の取得)

第3条 上級デジタル・アーキビスト養成機関の称号を取得しようとする機関は、当該機関においてカリキュラム（必修科目及び選択科目）を示し、単位を取得させるものでなければならない。

2 各分野の授業内容については、別に定める。

3 選択科目については、当該機関の特色ある科目とする。

(指導者)

第4条 上級デジタル・アーキビスト養成機関の称号を取得しようとする機関は、授業を担当する指導者として、上級デジタル・アーキビストの資格を有する指導者3名（うち1名以上は専任指導者）を配置しなければならない。

(機材・備品等)

第5条 機材・備品は、上級デジタル・アーキビスト養成教育に必要な機能をもつものを備えるものとし、その内容については、別に定める。

(実情調査)

第6条 実施状況について、必要に応じ本機構が隨時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には認定証を交付しないことがある。

(認定証交付申請)

第7条 上級デジタル・アーキビスト養成機関の認定を受けようとする機関は、別に定める上級デジタル・アーキビスト養成機関認定証交付申請書に必要事項を記入して、本機構会長に申請しなければならない。

2 前項の申請における指導者については、上級デジタル・アーキビスト資格認定証のコピー及び在職を証明する書類のコピーを添付しなければならない。また指導者に変更があった場合は、その都度これらの書類を本機構に提出しなければならない。

(認定証交付)

第8条 本機構会長は、前条第1項の申請があったときは、必要事項の審査を行い、可及的速やかに、別紙様式による認定証を交付する。

2 前項の認定証の有効期間は、認定証交付の年度を除き、3年後の3月31日までとする。

3 認定証の再交付を受けようとする機関は、前条第1項の規定に基づき申請しなければならない。

(申請年度等)

第9条 申請の期限は、毎年6月末日及び12月末日とする。

(申請費用)

第10条 交付に要する費用は、1養成機関あたり50万円とする。次年度以降毎年度初めに年会費の20万円を納入するものとする。

附則

この規程は、平成18年7月5日から施行する。

附則

この規程は、平成30年11月23日から施行する。